

## 災害時における福祉避難所等への福祉等専門人材の派遣に係る協定書

福岡県（以下「甲」という。）と公益社団法人福岡県作業療法協会（以下「乙」という。）とは、福岡県内での大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時、高齢者、障がい者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とする者（以下「要配慮者」という。）を支援するために、作業療法士（以下「専門人材」という。）の派遣について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害の発生時において、専門人材を福祉避難所及びその他災害の発生時において要配慮者を受入れる施設（以下、併せて「福祉避難所等」という。）に派遣し、要配慮者を支援すること等を目的とする。

### （専門人材の派遣）

第2条 災害時、被災地の市町村及び「災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき被災地の市町村の要配慮者を受け入れる被災地以外の市町村（以下、併せて「要請市町村」という。）は、福祉避難所等において、被災した要配慮者への支援のために専門人材の派遣を必要とする場合、甲に対して専門人材の派遣を要請できるものとする。

- 2 甲は、前項の規定により要請市町村からの要請を受けた場合は、乙に専門人材の派遣を要請するものとする。
- 3 前項の要請は、甲が乙に「専門人材派遣要請書」（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する時は口頭等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。
- 4 派遣する専門人材の員数、派遣期間、職種等の詳細は、乙と要請市町村が協議し決定する。
- 5 乙は、前項の協議により決定した派遣する専門人材の員数及び派遣期間等について「派遣決定報告書」（様式第2号）により甲及び要請市町村に報告するものとする。

### （指揮系統）

第3条 乙が派遣する専門人材は、派遣要請のあった要請市町村の指揮のもと、福祉避難所等において被災した要配慮者への支援にあたるものとする。

### （専門人材の活動内容）

第4条 乙が派遣する専門人材は、以下の各号の活動に従事するものとする。

- （1）福祉避難所等での要配慮者に関する支援全般
- （2）甲、乙及び要請市町村が設置する各々の災害対策本部との連携による災害情報の収集・提供及び連絡調整

### （専門人材の派遣報告）

第5条 乙は、第2条第4項の規定による乙と要請市町村が定めた派遣期間が終了し、派遣活動が完了したときは、「災害支援活動報告書」（様式第3号）を取りまとめるうえ、甲及び要請市町村に報告するものとする。

### （費用負担）

第6条 この協定に基づく活動に要した旅費及び宿泊費については、乙から要請市町村に対し「災害支援活動費請求書」（様式第4号）により請求できるものとする。

- 2 その他活動に伴う費用については、別途甲、乙及び要請市町村で協議の上、要請市町村に対し請求できるものとする。

(災害補償)

第7条 甲は、この協定に基づいた活動に伴う事故に対応するため、本協定に基づく派遣者を対象とする傷害保険に加入し、その保険料を負担することとする。

2 乙は、前項に基づく保険については「保険金支払申請書」(様式第5号)により、甲に対して請求を行うものとする。

(個人情報の保護)

第8条 甲、乙及び派遣された専門人材は、福祉避難所等での支援活動に当たり、活動上知り得た要配慮者の固有の情報を漏らしてはならない。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、事前に連絡責任者を定め、これを互いに通知しておくものとする。

2 前項の連絡責任者については、4月1日現在の状況を毎年相手方に報告するものとする。ただし、期間の途中において変更が生じた場合は、速やかに相手方に対し報告するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の30日前までに、甲または乙から何らかの意思表示のないときは当該有効期間満了の日の翌日から更に1年間更新されたものとみなす。その後においても、同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成29年4月 日

甲 福岡県福岡市博多区東公園7-7  
福岡県  
福岡県知事

乙 福岡県北九州市小倉北区熊本1丁目9-1  
公益社団法人 福岡県作業療法協会  
会長